

## 千葉市公告第604号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、千葉都市計画生産緑地地区の変更の案を縦覧します。

なお、当該都市計画の変更の案について、縦覧期間満了の日までに千葉市に意見書を提出することができます。

令和2年9月15日

千葉市長 熊谷俊人

### 1 都市計画の種類

千葉都市計画生産緑地地区

### 2 都市計画を定める土地の区域

千葉市中央区大森町、塩田町、大巖寺町、浜野町、花見川区さつきが丘一丁目、三角町、長作町、浪花町、花園町、稲毛区稲毛町五丁目、作草部町、六方町、若葉区桜木五丁目、緑区あすみが丘四丁目、おゆみ野五丁目、おゆみ野中央七丁目、八丁目、九丁目及び誉田町一丁目の各一部の区域

### 3 縦覧期間

令和2年9月15日から令和2年9月29日まで  
ただし、土・日曜日、祝日を除く

### 4 縦覧場所

千葉市中央区千葉港2番1号  
千葉中央コミュニティセンター3階 都市計画課